

丹後ちりめん創業 300 年 PR 事業交付金交付要項

（趣旨）

第 1 条 丹後ちりめん創業 300 年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、2020 年に迎える丹後ちりめん創業 300 年の機運醸成を図るため、地域住民が主体的に参画する団体が行う PR 事業に対して、この要項に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

（交付対象者）

第 2 条 交付金の交付の対象となる者は、地域住民が主体的に参画している団体（以下「住民団体」という。）その他実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、住民団体には、次に掲げる団体を含まないものとする。

- （1） 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- （2） 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- （3） 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- （4） 営利又は構成員の互助を主たる目的とする団体
- （5） 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不適当であると認められる団体

（交付対象事業）

第 3 条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、第 1 条に定める趣旨に沿って行われる丹後ちりめん創業 300 年の PR に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、特定の政治、宗教、思想等に関連した事業を含まないものとする。

3 ほかの団体等からの委託、補助、助成等を受ける場合は、その対象事業費を本交付金の対象外経費とする。

（交付対象経費、交付限度額及び助成率）

第 4 条 交付対象経費及び交付限度額については、別表 1 に定めるとおりとする。

2 交付対象事業費に対する交付金の助成率については、別表 2 に定めるとおりとする。

3 前項に規定する交付金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 5 条 交付金の申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 交付申請書の提出期限は、委員長が別に定める。

（事前着手）

第6条 住民団体は、交付金の交付決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を委員長に提出したときは、この限りでない。

（交付対象事業の内容変更等）

第7条 交付金の交付決定の通知を受けた住民団体（以下「交付決定団体」という。）は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式による申請書を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

（1）交付金の額に変更を生じないものであって、交付対象経費の総額の20%以内の経費配分の変更であるとき

（2）交付目的に変更をもたらすことなく、より効率的な交付目的達成に役立つと考えられるとき

（3）交付目的及び事業効率に関係がない細部の変更であるとき

2 交付決定団体は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第3号様式による申請書を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付申請の取下）

第8条 交付申請の取下書は、別記第4号様式によるものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定団体は、交付対象事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月22日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）を委員長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第10条 委員長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、交付対象事業の成果が交付金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付金の額の確定通知書により交付決定団体に通知する。

2 前項に規定する交付金の額の確定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付金の支払い及び請求）

第 11 条 委員長は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定したのち、交付金を交付決定団体に対し支払うものとする。ただし、交付金の交付決定後に必要があると認められる経費については、交付決定金額の範囲内で、概算払をすることができる。

2 交付決定団体は、前項ただし書により、交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第 6 号の交付金概算払請求書により、委員長に対し交付金の支払請求を行うものとする。

（交付決定の取り消し及び交付金の返還）

第 12 条 委員長は、交付決定団体が次のいずれかに該当する場合は、当該交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 交付対象事業を実施しないとき
- （2） 交付対象事業を中止し又は完了する見込みがないとき
- （3） 交付対象事業の内容を、第 7 条の承認を受けないで変更したとき
- （4） 交付金を交付の目的以外に使用するなど、不正が認められるとき

2 前項の場合、委員長は交付金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

3 委員長は、第 10 条の規定により、交付金の額の確定を行った場合において、交付決定団体に既にその額を超えて交付金の概算払をしているときは、その超えている部分の交付金額を委員長が定める期日までに交付決定団体に返還を求めるものとする。

（書類の整備）

第 13 条 交付決定団体は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（報告の徴収及び調査）

第 14 条 委員長は、交付に係る事業の適正な運営を図るため、必要があるときは、交付決定団体に対して、随時その交付対象事業及び会計等について報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 28 日から施行し、平成 30 年度分の交付金から適用する。

別表 1（交付対象経費、交付限度額）（第 5 条関係）

交付対象経費	交付限度額
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、賃金、その他委員長が必要と認める経費（住民団体の運営に係る経常的な経費、個人給付的な経費、食糧費のほか交付対象経費として不適当と認められる経費を除く）	200千円。 ただし、交付対象経費の額が100千円未満となる場合（交付金事業を実施した結果100千円未満となったことが、交付金事業の実施上やむを得ないと委員長が認める場合を除く。）は、助成の対象としない。

別表 2（交付対象事業費に対する交付金の助成率）（第 5 条関係）

	新規事業	既存事業（新たな取組が含まれていること）
地域の小学校・中学校・高等学校生を対象とする事業（学校行事として行うものを除く）	10／10以内	2／3以内
上記以外の事業	2／3以内	1／2以内